

平成25年度第1回岡山県障害者施策推進審議会議事概要

(開催要領)

- 1 開催日時：平成25年7月22日（月） 13:30～14:50
- 2 場 所：ピュアリティまきび 3階 橋
- 3 出席委員名（計15名、敬称略）
綾部 小百合、小池 将文、柴田 富夫、徳弘 昭博、永井 美代子、中島 洋子、
永田 恵子、中村 幸子、難場 誠二、福島 忠雄、福富 泰代、森脇 久紀、
薬師寺 明子、（代理）大本 誠一、（代理）平松 卓雄
(※宮本 洋子委員 欠席)

(議事次第等)

1 開会

2 挨拶要旨

本日は、大変御多忙の中、平成25年度第1回岡山県障害者施策推進審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、日頃から、保健福祉行政、とりわけ、障害福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、平成18年の障害者自立支援法の施行から7年が経過し、この間、国における障害者制度改革が進められ、障害者基本法の改正をはじめ、障害者虐待防止法や障害者優先調達法の施行、さらには障害者差別解消法の成立など、障害者福祉向上への環境整備は着実に進んでいるものと考えております。

本県におきましても、障害のある方々が地域の中で生き活きと安心して生活していくことができる共生社会の創造を目指し、昨年2月に策定した「第3期岡山県障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの計画的な整備を図っているところです。

一方で、本年4月から、障害者自立支援法に代わりスタートいたしました、障害者総合支援法では、都道府県や市町村において、障害福祉計画の定期的な検証等を行うことが新たに規定されたところです。

こうしたことから、本日は、最近の障害者制度改革に関する動向について確認させていただいた後、第3期計画の進捗状況等について報告させていただき、計画に盛り込まれた各種の数値目標の達成に向けた取組をはじめ、本県の障害者福祉の推進に関し、各委員の皆様方から忌憚のないご意見をお伺いできればと考えております。限られた時間ではございますが、何とぞよろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

3 会長の選任

（委員の互選により、小池将文委員が会長に選任された。）

◇会長あいさつ

4 議事概要

＜議題1＞障害者施策をめぐる動向について

◇障害福祉課（資料1に基づき説明）

■委員（森脇）

年齢により制度が変わってしまう。特に65歳になると総合支援法から介護保険の適用になる。それによって、受けることのできるサービスの内容、自己負担額も変わる。年を取っても障害のある人は障害のある人であるため、障害のある人の制度をそのまま

継続できるよう県からも国に要望や提案してもらいたい。

相談制度の人を検討状況、進捗、地域差、どこに住んでいても同じサービスが受けられることが重要である。その当たりの状況を教えてもらいたい。

□障害福祉課

意思疎通支援は4月から県が行う必須事業になっている。指定都市、中核市も県と同様に行う権限はある。

意思疎通支援の要請、派遣を行う県事業

どのようにしていくか

手話通訳士など関係団体と調整をして進める。

<議題2>第3期岡山県障害福祉計画の進捗状況について

◇障害福祉課（資料2に基づき説明）

■委員（中島）

数値は、岡山市、倉敷市を含んだものか。

□障害福祉課

岡山市、倉敷市も入った数値である。

■委員（会長）

障害福祉サービスは市町村が実施主体であるが、総合支援法の中で、県が実施主体になるものはあるのか。

□障害福祉課

地域生活支援事業は市町村も県もそれぞれが役割分担し行うものである。資料5ページの報告数値は、県が行った事業である。

岡山市、倉敷市も行う権限があるが、それぞれで行うことは非効率であるため、調整して行っているところである。

■委員（福島）

就労継続支援ありがたいが、率はよいが、福祉サービスの質の問題がある。

□障害福祉課

知的相談員については、手をつなぐ育成会にお世話になっているところであるが、市町村に事務が移り、県として関係性が薄れているが、市町村に対し、会議等を通じ、意向については、周知、伝えてまいりたい。

<議題3>第4期岡山県障害福祉計画（仮称）の策定について

◇障害福祉課（資料3に基づき説明）

<その他>全体を通じての質問事項等

■委員（難場）

障害者優先調達法に絡み、「ハートネット晴れの国」サイトを立ち上げられているが、障害のある人のホームページの作成も重要な仕事の一つである。就労支援として、バーチャル工房おかやまなどがあるが、「ハートネット晴れの国」に関しては、このようなところとどういう風に使わられ、今後どのようにリンクさせていくつもりか。

□障害福祉課

「ハートネット晴れの国」専用サイトの立ち上げに当たっては、障害者施設にはお願ひせず、一般の民間企業にお願いするかたちにしている。

「ハートネット晴れの国」サイトには仕事カタログという仕事の情報提供ができるようしている。「ハートネット晴れの国」はB型作業所を主としたサイトとしており、県で把握している限りでは、ホームページの作成業務している事業所は、県内にはなかなかない。ただ、在宅で行う仕事の内容として可能性があると考えている。バーチャル工房事業を絡めながら、この障害のある人の仕事の一つとして拡大を図ってまいりたい。

■委員（難場）

今回は一般的な民間企業ということだが、4月に障害者優先調達法が施行され、せっかくのチャンスだったのに、県が障害のある人の方に対し発注しなかったのはとても残念だ。

しかも、稚拙なホームページで大変使いにくい、問題点の多いホームページだと思っている。

障害のある人でもこれ以上のことができる人材がたくさん埋もれているし、活躍されている方もたくさんいる。今後このホームページを改訂する上で、その障害のある人の方にお願いし、使いやすいものに早急に変えてもらいたい。

■会長

法律ができても、各自治体が意識を持ってやらないと、なかなか進んでいかない。

■委員（平松）

3期福祉計画の9ページに法律の施行状況等を踏まえ必要に応じ改訂するとあるが、本日4期のスケジュールが示されたが、3期の計画については26年度までこのままでやっていくとの、理解でよいか。

□障害福祉課

現在の目標に向けて取り組みを進めて参りたいと考えている。次期の策定のスケジュールを説明したが、3期の策定の際のスケジュールを参考に組み立てたものであり、来年10月まで審議いただかないということではなく、国から指針的なものが示されれば、必要に応じて御議論頂きたいと思っている。

■委員（綾部）

精神の相談員に是非お願いしたい。健康推進課にお願いしているが、御協力いただきたい。

□障害福祉課

障害程度区分が障害支援区分になることで来年4月に向け、県内でもモデル事業として取り組みを行っている。実際の障害の状況をの現れてこないと言うこともあり、モデル事業を通じて、国に意見等を伝えてまいりたい。

□健康推進課

精神障害のある人の相談の上では、疾病の理解のもとに行っていく必要があり、24時間電話相談事業やホステル事業をはじめ、様々な相談支援事業を実施している。家族が相談員となることについては、有効性も踏まえ、今後の検討、研究課題をさせていただきたい。

■委員（中村）

市に、障害のある人の補装具の件で申請に行くと、申請書の補装具欄が著便袋になっている。個々に市の福祉課に変更を要望してもなかなか変えてもらえない。県から市町

村に対して、変更するよう要請をお願いしたい。

1年間に1回の申請に変更してもらいたい。

□障害福祉課

補装具の申請については、市町村で行われているが、名称の変更、申請の時期については、県内の市町村に、障害のある人の立場に立った対応を行うよう連絡、助言をしてまいりたい。

■委員（柴田）

視覚障害のある人の点字ブロックや音声信号機

バリアフリー法ができた当時は修繕計画は考えられていなかった。当時はよいものができたと思っていたが、年とともに風化し、メンテナンスのことを考えてもらいたい。計画に盛り込んでもらえないか。

H30年障害者雇用促進法 民間企業の中で視覚障害のある人が働くような企業内理療師いわゆるヘルスキーパーの職域を広めてもらえないか、4期の計画に盛り込んでもらいたい。

□障害福祉課

今後審議会でも議論本日頂いた意見として、の考慮してまいりたい。

インフラ整備については、障害者差別解消法の施行に向け、今後具体的な障壁解消に向けた基準に国において基準等を策定すると、

福祉のまちづくり条例の中でも、施行に向け議論してまいりたい。少し検討してまいりたい。

■委員（中島）

発達障害の就労支援について、就職率の報告があったが、特別支援学校にボーダーラインIQで入れない人の就労について、技術支援の道を支援してもらいたい。

障害者計画の中に入れてもらいたい。

■委員（福富）

手話言語法について、制定の動きがあり、鳥取県や北海道石狩市では条例化の動きもある。岡山県においても、このような動きが出てくるのではないかと思っており、よろしくお願ひする。